



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 30 日 (水)
号外第 60 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則 (58) (空港港湾課) 3
- ◇ 選管規則 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程 (1) 4
政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程 (2) 5
- ◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (20) (給与課) 6
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (21) (〃) 9

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産のうち、処分を目的として造成した臨海部の土地（以下「造成地」という。）に関し、買受者に対し売払代金の延納の特約及び売払代金に付す利息の利率の変更をすることができるよう、鳥取県公有財産事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）の特例を設ける。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産のうち、造成地の売払いに関し、取扱規則の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。
(2) 取扱規則との関係	この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、取扱規則の定めるところによる。
(3) 売払代金等の納付の特例	知事は、造成地を譲渡する場合において、当該譲渡を受ける者が売払代金を一時に納付することが困難であると認められるときは、取扱規則の規定にかかわらず、10年以内の延納の特約をすることができる。
(4) 延納利息の特例	(3)により売払代金の延納を認められた者は、取扱規則の規定にかかわらず、市中金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率により計算した利息を納付しなければならない。
(5) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県港湾整備事業特別会計(鳥取県特別会計条例(平成19年鳥取県条例第9号)別表の7の項の第1欄に掲げる鳥取県港湾整備事業特別会計をいう。)に属する普通財産のうち、処分を目的として造成した臨海部の土地(以下「造成地」という。)の譲渡に関し、鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号。以下「取扱規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(取扱規則との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、取扱規則の定めるところによる。

(売払代金等の納付の特例)

第3条 知事は、造成地を譲渡する場合において、当該譲渡を受ける者が売払代金を一時に納付することが困難であると認められるときは、取扱規則第27条第1項ただし書の規定にかかわらず、10年以内の延納の特約をすることができる。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における取扱規則第29条第1項及び第39条の規定の適用については、これらの規定中「第27条第1項ただし書」とあるのは、「鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則(平成20年鳥取県規則第58号)第3条第1項前段」とする。

(延納利息の特例)

第4条 前条第1項前段の規定により売払代金の延納を認められた者は、取扱規則第31条の規定にかかわらず、市中金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率により計算した利息を納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規則

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による書面で鳥取県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「報告書等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 法第20条の2第2項の規定による報告書等の閲覧の請求は、委員会の事務局係員(以下「係員」という。)に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第3条 報告書等の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。

(報告書等の持出禁止)

第4条 報告書等は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 前3条の規定に違反する者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規則は、政党助成法(平成6年法律第5号。以下「法」という。)第32条第5項の規定に基づき、法第18条第3項(法第29条第3項において準用する場合を含む。)の支部報告書及び支部総括文書(法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びに法第19条第5項及び第29条第4項において準用する法第19条第1項の監査意見書で鳥取県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「報告書等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 法第32条第5項の規定による報告書等の閲覧の請求は、委員会の事務局係員(以下「係員」という。)に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第3条 報告書等の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。

(報告書等の持出禁止)

第4条 報告書等は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 前3条の規定に違反する者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第20号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係） 1 及び 2 略 3 智頭町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 <u>参事</u> 会計管理者 課長補佐（総務課又は 企画財政課に所属するもの に限る。） <u>総務課行 政経営推進室長</u> <u>企画財 政課財務室長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 <u>参事</u> 会計管理者 課長補佐（総務課又は 企画財政課に所属するもの に限る。） <u>総務課行 政経営推進室長</u> <u>企画財 政課財務室長</u>	略		別表（第2条関係） 1 及び 2 略 3 智頭町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 会計管理者 課長 補佐（総務課又は企画財 政課に所属するものに限 る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 課長 補佐（総務課又は企画財 政課に所属するものに限 る。）	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 <u>参事</u> 会計管理者 課長補佐（総務課又は 企画財政課に所属するもの に限る。） <u>総務課行 政経営推進室長</u> <u>企画財 政課財務室長</u>																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 会計管理者 課長 補佐（総務課又は企画財 政課に所属するものに限 る。）																
略																	
4 八頭町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 <u>会計管理者</u> 出納 室長 情報政策室長 収 納対策室長 課長補佐 （総務課に所属するもの に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 <u>会計管理者</u> 出納 室長 情報政策室長 収 納対策室長 課長補佐 （総務課に所属するもの に限る。）	略		4 八頭町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 出納室長 情報政 策室長 収納対策室長 課長補佐（総務課に所属 するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 情報政 策室長 収納対策室長 課長補佐（総務課に所属 するものに限る。）	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 <u>会計管理者</u> 出納 室長 情報政策室長 収 納対策室長 課長補佐 （総務課に所属するもの に限る。）																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 出納室長 情報政 策室長 収納対策室長 課長補佐（総務課に所属 するものに限る。）																
略																	

5 三朝町

機 関	職
略	
保育所	園長
略	

6～9 略

10 大山町

機 関	職
略	
支所	課長
保育所	主幹所長
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
略	

11 略

12 伯耆町

機 関	職
略	
町長部局	課長 室長 参事監 参事 副室長（総務課に所属するものに限る。） 主幹（総務課に所属するものに限る。）
略	

13及び14 略

15 江府町

機 関	職
略	
町長部局	課長 参事 会計管理者 室長
保育園	園長
診療所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長 室長
略	

16 境港管理組合

機 関	職
港湾管理委員会事務局	局長 次長 総務課長 参事

17～28 略

備考

5 三朝町

機 関	職
略	
保育所	所長 次長
略	

6～9 略

10 大山町

機 関	職
略	
支所	支所長 課長
保育所	所長
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
公民館	館長
図書館	館長
略	

11 略

12 伯耆町

機 関	職
略	
町長部局	課長 室長 参事監 参事 副室長（組織管理室に所属するものに限る。） 主幹（組織管理室に所属するものに限る。）
略	

13及び14 略

15 江府町

機 関	職
略	
町長部局	課長 参事（総務課に所属するものに限る。） 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保育園	園長
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

16 境港管理組合

機 関	職
港湾管理委員会事務局	局長 次長 総務課長

17～28 略

備考

<p>1 略</p> <p>2 この表中「副室長（<u>総務課</u>に所属するものに限る。）」とは、副室長のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う副室長をいう。</p> <p>3 この表中「主幹（<u>総務課</u>に所属するものに限る。）」とは、主幹のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う主幹をいう。</p>	<p>1 略</p> <p>2 この表中「副室長（<u>組織管理室</u>に所属するものに限る。）」とは、副室長のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う副室長をいう。</p> <p>3 この表中「主幹（<u>組織管理室</u>に所属するものに限る。）」とは、主幹のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う主幹をいう。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第21号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
略			略		
東伯郡三朝町 大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級	東伯郡三朝町 大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級
			西伯郡南部町 大木屋103番地	西伯小学校大木屋分校	2級
			西伯郡南部町 大木屋103番地	西伯小学校大木屋季節間分校	2級
			日野郡日南町 花口1,260番地2	石見東小学校花口分校	2級
			日野郡日南町 花口1,260番地2	石見東小学校花口季節間分校	2級
略			略		
八頭郡若桜町 大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級	八頭郡若桜町 大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級
			西伯郡大山町 豊房2,046番地79	大山小学校香取分校	1級
略			略		
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学校名		所在地	学校名	
略			略		
西伯郡大山町赤松928番地2	大山小学校赤松分校		西伯郡大山町赤松928番地2	大山小学校赤松分校	

		日野郡江府町大字貝 田512番地	江尾小学校貝田分校
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。